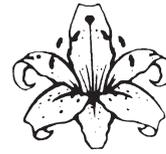


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 12 月 26 日 (金曜日)

定期 第 676 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則及び神奈川県障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則 (産業労働・産業人材課)	935
○告示	
廃川敷地等の発生 (県土整備・河港課)	936
河川保全区域の変更 (県土整備・河港課)	937
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2 件) (県土整備・砂防課)	937
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (県土整備・砂防課)	938
○教育委員会教育長訓令	
県立学校職員服務規程の一部を改正する規程 (教委・教職員企画課)	938
○公告	
県営土地改良事業の換地処分公告 (環境農政・農地課)	939
都市計画の図書の写しの縦覧 (9 件) (県土整備・都市計画課)	939
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	941
開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	941

規 則

神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則及び神奈川県障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 108 号

神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則及び神奈川県障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

(神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則 (昭和 54 年神奈川県規則第 33 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「入校申込書 (第 1 号様式)」を「校長が知事の承認を得て定める入校の申込書 (以下「入校申込書」という。)」に改め、同条第 2 項中「(第 2 号様式)」を「(第 1 号様式)」に改める。

第 4 条第 1 項中「前条第 1 項に規定する」を削る。

第 5 条第 1 項中「6 月」を「3 月」に、「誓約書 (第 3 号様式)」を「諸規程を堅守することを誓約する書面として校長が知事の承認を得て定めるもの (以下「誓約書」という。)」に改め、同条第 2 項中「保護者 (」及び「をいう。以下同じ。)」を削る。

第 6 条第 1 項中「退校届 (第 4 号様式)」を「校長が知事の承認を得て定める退校の届出書 (以下「退校届」という。)」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第 13 条中「(第 5 号様式)」を「(第 2 号様式)」に改める。

発行

横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策課
電話 横浜 (045) 210-1111

第14条中「(第6号様式)」を「(第3号様式)」に改める。

第15条中「、精励皆勤した者に皆勤賞を、精勤した者に精勤賞を」を削り、「授与する」の次に「ことができる」を加える。

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とする。

第3号様式及び第4号様式を削り、第5号様式を第2号様式とし、第6号様式を第3号様式とする。

(神奈川障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第2条 神奈川障害者職業能力開発校運営規則(昭和54年神奈川県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「入校申込書(第1号様式)」を「校長が知事の承認を得て定める入校の申込書(以下「入校申込書」という。)」に改める。

第6条中「前条第1項に規定する」を削る。

第7条第1項中「6月」を「3月」に、「誓約書(第2号様式)」を「諸規程を堅守することを誓約する書面として校長が知事の承認を得て定めるもの(以下「誓約書」という。)」に改め、同条第2項中「保護者」及び「をいう。以下同じ。」を削る。

第9条第1項中「退校届(第3号様式)」を「校長が知事の承認を得て定める退校の届出書(以下「退校届」という。)」に改める。

第10条中「、精励皆勤した者に皆勤賞を、精勤した者に精勤賞を」を削り、「授与する」の次に「ことができる」を加える。

様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に神奈川県立の総合職業技術校に入校した者に係る褒賞の授与については、第1条の規定による改正後の神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に神奈川障害者職業能力開発校に入校した者に係る褒賞の授与については、第2条の規定による改正後の神奈川障害者職業能力開発校運営規則第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

神奈川県告示第657号

河川区域の変更又は廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課及び神奈川県西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称
二級河川酒匂川水系内川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年12月26日
- 3 廃川敷地等の位置
南足柄市内山字中丸1,490番2及び1,494番2、同字中丸1,521番2の一部、同字摺手1,714番1の一部、同

字水神面467番 1 の一部、同字上深田394番 2 の一部、同字山下346番 2、347番 2、362番 4、363番 4、364番 口、368番 2、368番 4、369番 2、369番 4、370番 4、371番 4 及び372番 4 の一部並びに同字山下363番 4 地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 種類 土地
- (2) 数量 331.54平方メートル

神奈川県告示第658号

河川法（昭和39年法律第167号）第54条第 1 項の規定により指定した二級河川酒匂川水系内川に係る河川保全区域の一部を次の図に示すとおり変更する。

令和 7 年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県県土整備局河川下水道部河港課及び神奈川県西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第659号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 7 年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白楽 3	横浜市神奈川区白楽及び鳥越のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	白楽 3	横浜市神奈川区白楽及び鳥越のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第660号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 7 年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目 及び極楽寺三丁目の うち、次の図に示す 区域	急傾斜地の崩 壊	極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目 及び極楽寺三丁目の うち、次の図に示す 区域	急傾斜地の崩 壊	次の図に示す とおり
---------------	---	-------------	---------------	---	-------------	---------------

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第661号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白楽 3	横浜市神奈川区白楽 及び鳥越のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	白楽 3	横浜市神奈川区白楽 及び鳥越のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第662号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年12月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目 及び極楽寺三丁目の うち、次の図に示す 区域	急傾斜地の崩壊	極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目 及び極楽寺三丁目の うち、次の図に示す 区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示す とおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

教育委員会教育長訓令

神奈川県教育委員会教育長訓令第18号

各県立学校

県立学校職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年12月26日